

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会 第1回 運営小委員会 議事要旨

1 日 時 令和5年8月21日（月）13時55分～16時40分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 令和5年度産業別最低賃金の改正決定の必要性について
 - ① 自動車（新車）小売業
 - ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 議題（1）について、公益委員より委員長及び委員長代理が選出された。
- (2) 議題（2）について、事務局より資料の説明が行われた後、自動車（新車）小売業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の順に、審議が行われた。

自動車（新車）小売業の審議では、関係労働者、使用者代表委員より改正決定の必要性について発言がなされ、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論となった。

また、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の審議では、関係労働者、関係使用者より改正決定の必要性について発言がなされ、労働者側は「改正決定の必要性あり」、使用者側は「改正決定の必要性なし」の意見であり、審議を尽くしたが、次回の審議に繰り越したとしても全会一致に至ることが見込まれなかったため、「全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった」との結論となった。

なお、使用者側の「現在の電気関係の特定（産業別）最低賃金の適用対象業種の範囲が広すぎるため、全産業の中で優位性があるか疑問。」との主張に対し、労働者側より「適用対象業種の範囲を見直し、新たな特定（産業別）最低賃金として新設決定の申出を行うつもりである。」との主張がなされた。

運営小委員会報告案及び労使各側の主張を作成し、了承された。
- (3) 議題（3）について、8月28日開催の第4回鹿児島地方最低賃金審議会にお

いて報告することの確認が行われた。